

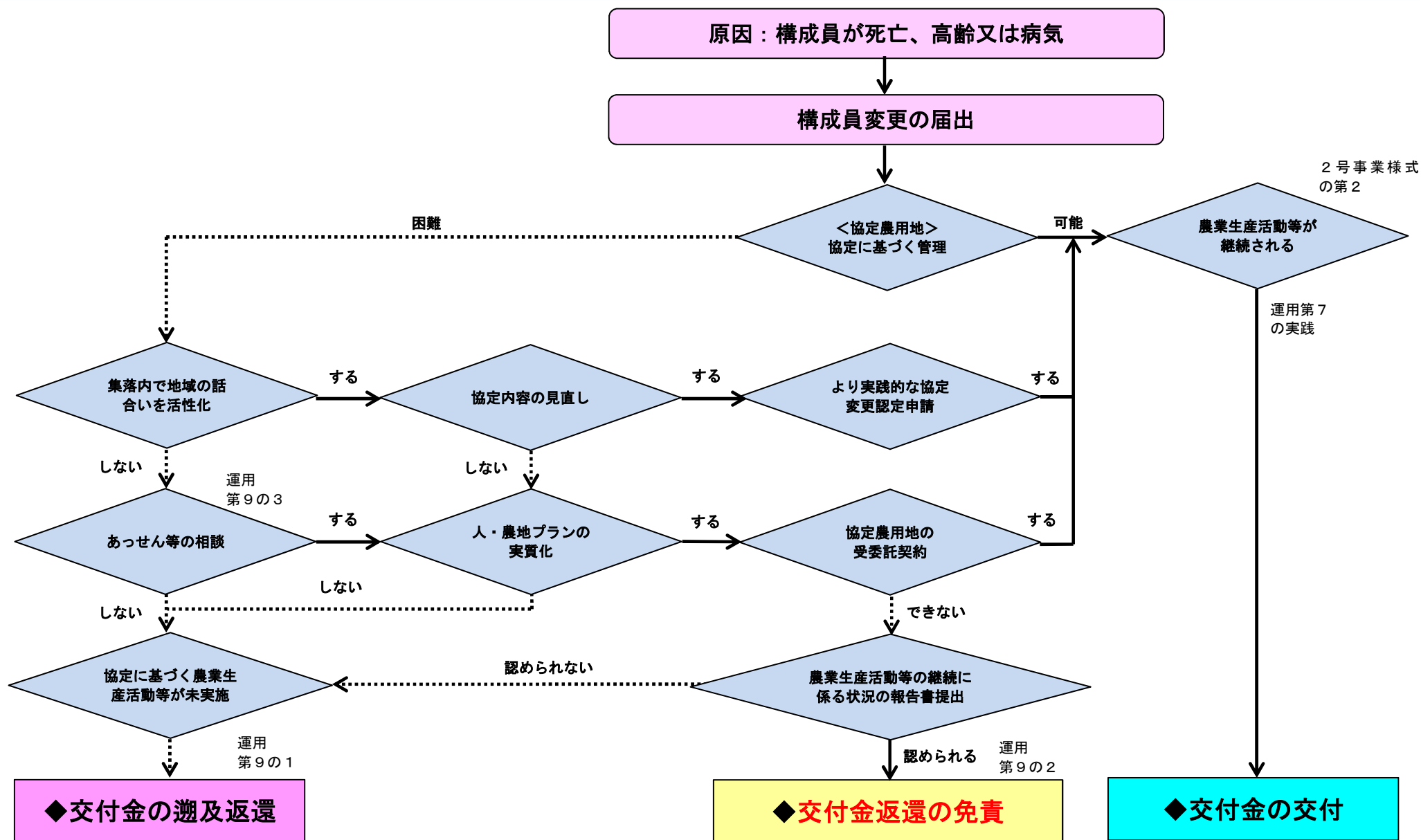
中山間地域等直接支払交付金 返還の免責等について

山口市経済産業部農林整備課

令和元年9月作成

令和2年4月改訂

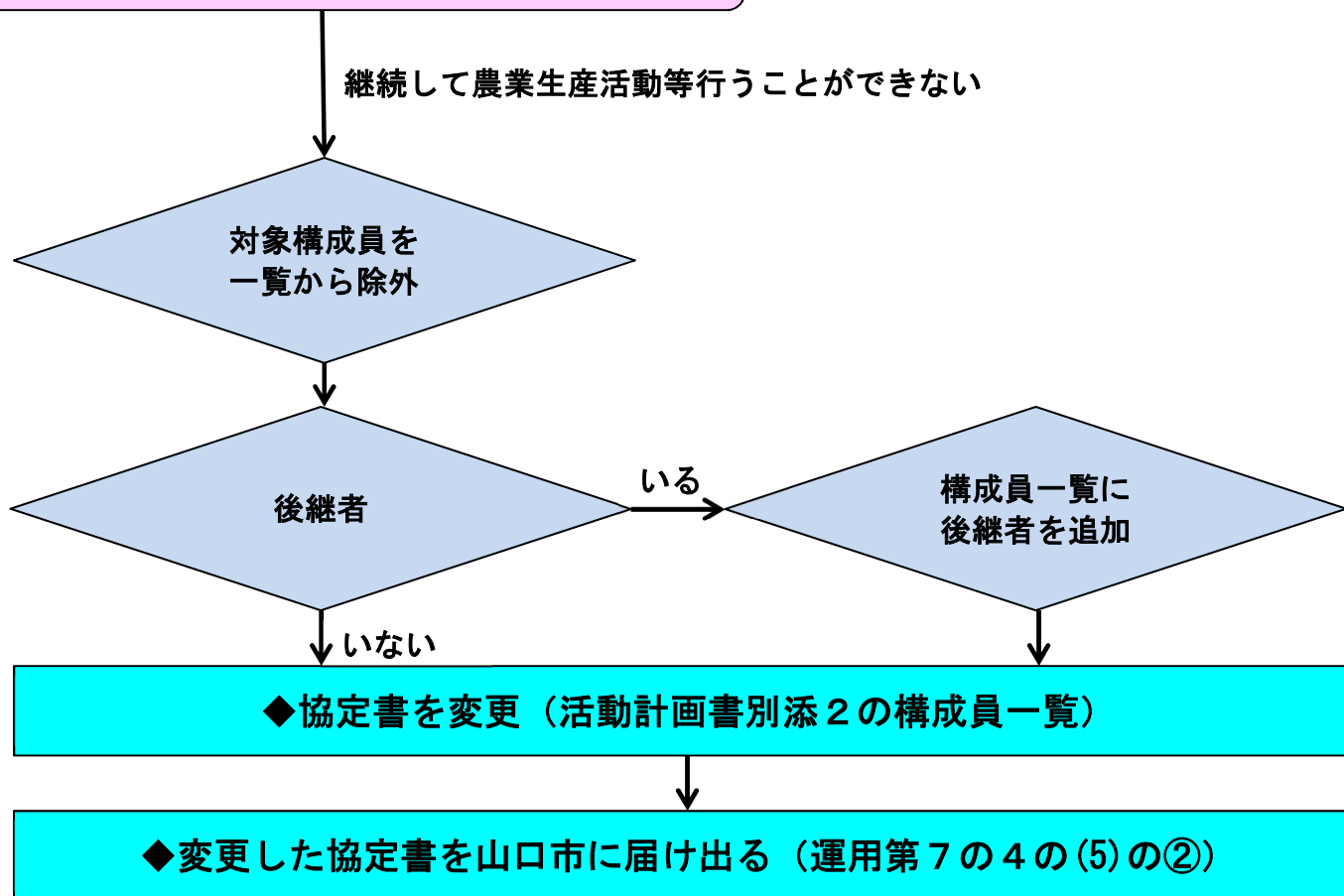
交付金返還が免除されるまでのフローチャート



構成員変更等のフローチャート

原因：構成員が死亡、高齢又は病気

※本交付金の対象者は、協定に基づき協定認定年度から5年以上継続して農業生産活動等行うことができる農業者等です。



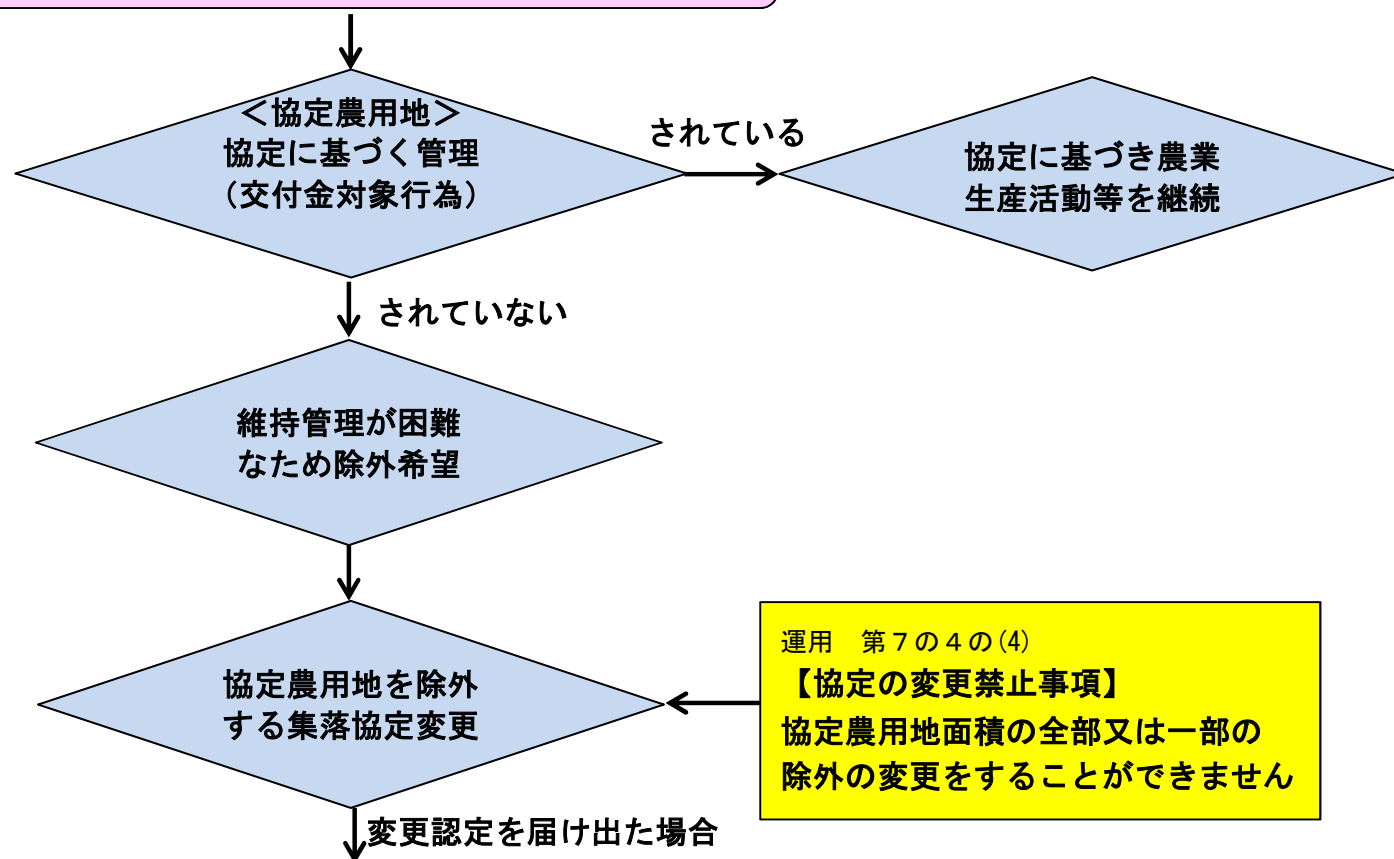
協定面積変更（減少）のフローチャート

協定面積を変更する場合の取組例

	取組内容
手順 1	(状況) 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により構成員に変更が生じた。 ➤ 速やかに協定書の変更を山口市に届け出る。 ➤ 当初の協定内容で農業生産活動等を実践する。
手順 2	(状況) 当初の協定内容で活動を実践したが、農業生産活動等の継続が困難な状況となる。 ➤ 集落内でより実践的で効果的な協定内容に変更する協議を行う。 ➤ 翌年度の6月30日までに変更認定を申請する。
手順 3	(状況) 協定内容がより具体的で実践的なものに変更されている。 ➤ 変更した集落協定に基づき、農業生産活動等を継続する。
手順 4	(状況) 変更した協定内容で活動を実践したが、農業生産活動等の継続が困難な状況となる。 ➤ 集落内でより実践的で効果的な協定内容に変更する協議を行う。 ➤ 山口市農林政策課及び農業委員会にあっせん等の相談を行う
手順 5	(状況) 協定を変更しても、あっせんの相談をしても状況が改善せず、農業生産活動等の継続が困難となる。 ➤ 速やかに山口市に報告書を提出。 ➤ 山口市から免責事由該当の旨の通知があった場合は、速やかに協定変更認定申請を行う。

協定の変更禁止事項（運用第7の4の(4)）

原因：構成員が死亡、高齢又は病気



◆自己都合により農業生産活動等を継続する意思がないと判断できることから、本交付金を遡及返還